

の賦課その他の手続きに支障をきたしておりますから世帯主は「死亡、出生、轉出、轉入等」家族に異動があつたときは、速やかに麻生地区は本願保險課に、その他の地区は各支所に届書が準備してありますから認印と受診証（青色のもの）を提示して人員の訂正をして下さい。

[illegible]